

Title	明治初期における「預ケ金」：『司法省日誌』ならびに大阪裁判所判決の分析を通じて
Author(s)	田中, 亜紀子
Citation	阪大法学. 2006, 56(1), p. 109-138
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54906
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

明治初期における「預ケ金」

——『司法省日誌』ならびに大阪裁判所判決の分析を通じて——

田 中 亜紀子

はじめに——訴訟銘における「貸金」と「預ケ金」——

- 一 「預ケ金」とは何か
- 二 『司法省日誌』に見る「預ケ金」
- 三 大阪裁判所判決における「預ケ金」
おわりに

はじめに——訴訟銘における「貸金」と「預ケ金」——

明治期民事判決原本を一瞥して明らかなることの一つに、金銭問題に関する訴訟件数が多いこと、また、金銭問題に関する訴訟銘には、「貸金」と共に「預ケ金」⁽¹⁾といった言葉が目につくことがある。

現在の民事事件において「預ケ金」という言葉を目にすることはないため、我々は「預ケ金」がどのような事件に使用された訴訟銘なのか、また、「貸金」との異同を容易に理解することはできない。しかしながら、今日用い

られることのない訴訟銘であるからと言って等閑視することは、現代日本における法システムの形成過程を軽視することにつながるおそれがあり、日本の法を理解する上で許されることではない。むしろ前近代から現代にかけての民事紛争の処理方法の推移を考察する上で、「預ケ金」の実態、ならびにその消滅過程を明らかにすることは重要である。この問題を検討した研究としては、明治初期の「預ケ金」の内容を、当時の太政官布告・司法省達・伺——指令などの立法的側面から明らかにすることを試みた林真貴子氏の「明治初期の預ケ金について——民事裁判における訴訟銘の検討」⁽²⁾がある。林氏は、同論文において、明治期における民事訴訟の中で「金銭貸借」に次いで訴訟件数が多かった「預ケ金」を取り上げ、明治初期の訴訟銘に影響を及ぼした江戸時代の「預ケ金」に関する先行研究の整理ならびに明治期における「預ケ金」に関する太政官布告、司法省布達、伺——指令の意味内容の検討を通じて、訴訟当事者が「預ケ金」という名目を用いた理由ならびに明治政府による「預ケ金」保護の意図を明らかにした。本論文は、林論文に多くの示唆を受けつつ、同論文において取り上げられた資料ならびに異なった資料を用いることによって、同論文の趣旨を確認するとともに、今後の議論に向けていくつかの素材を提供しようとするものである。

したがって、本論文は、第一章において「預ケ金」規定の変遷過程を布告・達等を概観することにより確認し、「預ケ金」とは何であったのかを確認する。⁽³⁾次に、第二章では、『司法省日誌』に見いだすことが出来る「預ケ金」に関する伺・指令を検討することにより、「預ケ金」と一般の貸金の異同を当時の裁判実務家はどのようなものとして把握していたのか考察する。その上で、第三章において、大阪裁判所が下した判決の中から、主として「預ケ金」に関する事件を抽出し、いくつかの対象事件を分析することを通じて、当時の人々の「預ケ金」に関する意識ならびに同時代における「預ケ金」の実態解明に取り組む。

なお、本稿は二〇〇五年度に行われた日本法制史特殊研究の成果の一部であるとともに、国際日本文化研究センターに保管されている民事判決原本データベースを利用することによって得られたものである。⁽⁴⁾

一 「預ケ金」とは何か

明治八年前後から一〇年代前半における訴訟銘の多くは、江戸時代の公事銘に由来すると考えられている。江戸時代の裁判は大きく「本公事」と「金公事」に分けられ、金銭貸借訴訟の事例に多くみられた「利息付・無担保の金銭消費貸借」は、「金公事」として、「本公事」とは異なる扱いを受け、しばしば相対済令の対象となり、訴権が否定されることもあった。これに対して、「預ケ金」は、従来、江戸時代までは金銭の寄託を意味し、少なくとも無利子の貸金であることを標榜して、「本公事」の扱いを受けていたとされている。⁽⁵⁾

明治期に入り、その初期においては、維新期の混乱を沈静化させるため、あるいは混乱等の結果として紛争当事者が証文などの証拠を保管出来ない場合を想定したのである⁽⁶⁾。明治五年には、訴訟期限（華士族卒に関しては明治二年六月版籍奉還以前、平民に関しては明治元年一月一日以前）を設定し、訴訟期限を経過した金銭貸借に関する訴訟は受理しないとする布告が出されている。⁽⁷⁾ この太政官布告を受け、明治五年一月二七日司法省第一号布達は第一条で華士族卒に対する金銭貸借訴訟の裁判取り上げ期限について規定したが、「預ケ金」については第二条で「預り金穀ハ証文預ケ金穀ノ名目ニテ利足有之亦ハ預り人ハ融通セシムル廉ヲ以礼金等ヲ請ケル分ハ第一条（筆者註…華士族卒に対する貸金に関する取り扱い）ノ通心得ヘク尤全ク預ケ金ニテ利足礼金ヲ請ケサル分ハ及裁判若シ其金穀ヲ費用シ濟方不埒明時ハ断獄課ヘ可引渡事」と規定している。すなわち、明治五年一月段階において司法省は、「利足」または「礼金」を受け取っていた「預ケ金」は太政官第三〇〇号布告に規定された貸金と同

様の扱いを行うが、「利足」「礼金」を受け取っていない「預ケ金」は、貸金に課せられたような出訴期限を設けられることなく、裁判に訴える事が出来るとしたのである。

その後、「預ケ金」については、明治七年三月四日太政官第二七号布告に「預金穀ハ其証書中ニ封印ノ儘預リ置候歟或ハ預リ中融通使用ヲ為サ、ルノ明文ナキ分ハ出訴候トモ本年五月一日ヨリ以後ハ貸金同様ニ裁判可致候條此旨布告候事」と規定されるようになった。先の明治五年段階と比べたならば、「利足」に関する記述が姿を消し、その代わりに、証書中に「封印ノ儘預リ置」あるいは「預リ中融通使用ヲ為サ、ル」の明文の有無によって「預ケ金」と「貸金」が区別されている。つまり、明治五年司法省第四一号達では、「預ケ金」とされる事件を受理した後、「利足」「融通」が実際に行われているのかどうかを個々の事件で裁判所が判断することが必要であったが、明治七年太政官第二七号布告では証文中の文言を確認すれば良いことになり、裁判処理効率という点においては、前進したと考える良いのかもしれない。他方、近世において一般貸金とは異なつた保護が与えられてきた「預ケ金」の歴史を考慮したならば、明治七年太政官第二七号布告は、「預ケ金」保障の範囲を狭めたことになる。また、同二七号布告で規定された要件が、それまで「預ケ金」が行われた際に必ずしも必要であると見なされていない事件が多かつた場合は、同布告によって従来の「預ケ金」（少なくとも「預ケ金」だと当事者が考えていたもの）が一般の貸金と読み替えられ、貸金訴訟の出訴期限が適用されることによって、新たな被害者を生ぜしめた可能性がある。したがってこの問題を明らかにするためには、明治前期の「預ケ金」訴訟を検討し、政府によって徐々に一般貸金と同様に扱われるようになった「預ケ金」に対する人々の反応を考察する必要がある。

さらにその後、「預ケ金」に関する政府の新たな、そして最終的な対応を明記したものが、明治一〇年太政官第二二号布告「預ケ金穀ノ訴訟ハ其証書中ニ封印ノ儘預リ置候歟或ハ預リ中融通使用ヲ為サ、ル明文アルモノハ年数

二拘ハラス受理スヘキ成規ニ候処自今式拾年以前ニ係ルモノハ一切裁判不及候條此旨布告候事」である。この布告によって、「式十年」を経過した「預ケ金」は、たとえ証書中に明治七年太政官第二十七号布告で規定された明文を記載し、利息や礼金などを取っていなかった場合であっても、出訴できないことになったのである。このことは、一般貸金と比較した場合は、訴訟期限が長いという点で、なおも「預ケ金」に対する一定の配慮を示したものであるが、「年数二拘ハラス受理スヘキ成規」に修正が加えられ、「預ケ金」に対しても出訴期限が設定されたという点において、裁判取り扱いにおける「預ケ金」と一般貸金との差を狭めたといえることができる。⁽⁸⁾

二 『司法省日誌』に見る「預ケ金」

明治初期における「預ケ金」に関する政府の方針は、前章で取り上げた明治五年十一月二十七日司法省第四一号布達ならびに明治七年三月四日太政官第二十七号布告に見ることが出来る。つまり「預ケ金」は、「其証書中ニ封印ノ儘預リ置」、「預リ中融通使用ヲ為サ、ル明文」があつた場合には、一般の貸金とは区分されて裁判を行うこと、端的に言えば、要件を満たした「預ケ金」については貸金に課した訴訟期限の影響を受けず、裁判所は事件の新旧を問わず訴訟を受理しなればならなかった。その後、明治七年太政官布告第二十七号の内容は早くも明治一〇年太政官第一二号布告では否定され、二〇年を経過した「預ケ金」事件は出訴できないこととされたのだが、この太政官布告に見られるように、政府の対応が揺れ動いていた時期において、司法省、太政官布告および司法省達に基づいて訴訟を取り扱っていた裁判所、ならびに府県は、「預ケ金」に対する布告・布達にどのように対応したのか、あるいは、実際の事件に対して、どのような伺・指令が行われたのであろうか。本章では、『司法省日誌』⁽⁹⁾に見られる「預ケ金」事例を検討することを通じて、「預ケ金」と一般の貸金の異同を当時の裁判実務家はどのようなも

のとして把握していたのかを明らかにする。預け金に関する主たる伺指令（1～8）を以下に掲げる。⁽¹⁰⁾

1 栃木裁判所伺⁽¹¹⁾

金銭貸借については、慶応三年二月晦日以前の件は裁判の及ばずとの布達があり、当裁判所は無利息の預け金についても同様の扱いを行うべきだと理解している。今回東京裁判所から戊辰（慶応四〇明治元年）以前の預け金に関する訴訟が転送されてきたが、受理すべきか、という栃木裁判所の伺に対し、司法省は「司法省第四一号布達第二条」の通りにしなさい（＝訴訟を取り扱うべきである）、と指示した。栃木裁判所が金銭貸借と無利息の預け金事件の取り扱いを同一視し、訴訟を受理しないのではないかと判断したことに対して、無利息の預け金については裁判を行うよう指令しているのである。この事例においては、事件期日が慶応三年以前である点ではなく、無利息かどうかという点に注目したのだと考える。従って、利息を取っていた「預け金」については、次の2のような指令が下されている。

2 額田県伺⁽¹²⁾

預け金であっても、利息付のものについては、貸金同様の取り扱いを行っても良いのかという額田県の伺いに対しては、伺の通り、すなわち貸金と同様の取り扱いを行うよう指示している。つまり、「預け金」の名目であっても、利息を取っている場合は、貸金と同一の取り扱い（慶応三年二月晦日以前の貸金訴訟は受理しない）を行う様指令している。名目ではなく、実際に利息が生じているかどうかによって、貸金と「預け金」の取り扱いに区別をつけているのである。

3 京都裁判所伺⁽¹³⁾

華士族卒に関する預け金穀事件は、貸金同様に裁判に及ばないのか。同様に平民に関しては、「無利息預米金」

であつても、裁判に取り上げるべきではないのかという京都裁判所の伺に対しては、共に「当省第四十一号布達之通可心得事」と指令している。つまり、伺は明治五年司法省第四一号布達の趣旨を確認したものである。同布達は第一條で華士族卒に対する金穀貸借について規定しているが、第二條では「預り金穀ハ証文面預ケ金穀ノ名目ニテ利足有之亦ハ預り人へ融通セシムル廉ヲ以礼金等ヲ請クル分ハ第一條ノ通心得へク尤全ク預ケ金ニテ利足礼金ヲ請ケサル分ハ及裁判若シ其金穀ヲ費用シ濟方不埒明時ハ断獄課へ可引渡事」とあり、対象が華士族卒が関係する事件に限定されているのか、あるいは平民相互の事件に対しても適用するのか明確ではないため、確認のために伺を出したものであると考える。これに対して指令は両者に対して四一号の通りであるとしてしていることから、同達は平民相互の事件に対しても適用が予定されていた事が判明する。

4 愛知県伺⁽¹⁴⁾

無尽または頼母子という講金落口の者の返済が滞り、訴訟となつたが、証文面に預り金借用等種々の名目があつたため、丁卯一二月晦日以前の分は裁判に取り上げるべきかどうか伺い出た所、實際上の利息の有無及び貸借または預り金であるのかは判断が困難であるとの指令を受け、再度行つた伺いである。右講金の方法は、一〇人あるいは二〇人で連中を結び、一〇年あるいは一五年限取決め、会毎に金子を持ち寄り、籤で落口を定め、あるいは順序を追つて落口を定めるといふ方法もある。落口の者は、証文を差し入れ、金子を受け取り、満会まで仕法通り返金を行う事になつている。右の講金はいずれも利息はないが、掛込金からひそかに利息を生じる方法になつていて、証文面にも借用とある。しかし預り金同様の方法であれば、貸借ではないので、丁卯一二月晦日以前の分であつても取り上げ、裁判を行うべきなのだろうか。

以上の伺いに対し、司法省は、利息を生じる方法であれば、預金ではなく、一般の金銭貸借と見なすべきである

から、壬申第三〇〇号、三二七号布告に従い、裁判を行うべきではないと指令している。この4の事例においても、1・2と同様に、実際の利息の有無によって金銭貸借か預け金を判断している。

このように、「預け金」の名目であっても、実際は利息を取っていた事件が少なくなかったであろうか、第一章で紹介した明治五年一月二七日司法省第四一号布達では、「利足」または「礼金」を受け取っていた「預け金」は太政官第三〇〇号布告に規定された貸金と同様の扱いを行うものの、「利足」「礼金」を受け取っていない「預け金」に対しては出訴期限を設定しなかったのだが、明治七年にはその「預け金」の定義に関して変化が見られた。その変化と関連する伺が以下の5である。

5 明治七年二月三日伺書⁽¹⁵⁾

伺書の内容は、預金穀の間に名実の相違があり、訴訟上問題があるため、預金穀に関する明確な定義を行わなければ問題が生じる。抑も人々が自己所有の金穀を他人に寄託する行為の背景としては、自宅に金穀を儲蓄することに不安を感じるため、信用している人に寄託することによって、金穀の保管を求めているのであるから、寄託を受けた者は慎重に保管を行わなければならない。従って、仮に誤ってその期限内に自分の所有物と思ひ、融通のためその寄物を交換費用する場合は、「費用受寄財産」の律によって論じるべきである。しかしながら、預かった金穀を費消する行為は、受託者の過失ではあるが、寄託を行った者にも問題があると考えられる。何故ならば、従来の慣習では、預金穀の名目であっても、その期限内受託者がどのように融通使用するとしても、寄託者がかつてそれを抑制することはなかった。このことは寄託者は受託者が使用することを黙許したということであり、一方的に受託者に責を帰すべきではない。従って今後、預金穀は、寄託期限内であっても融通を許さないと契約証書がある場合のみを預金穀とし、その契約書が無い場合は、一般貸金と同様に見なすことにする。この件について、別紙(略)

の内容で布告を行いたいが、宜しいだろうかと言うものであり、以上の伺書に対しては、「伺ノ趣第二十七号ヲ以テ布告候事」とある。つまり、明治七年三月四日太政官第二十七号布告の理由が示されているのがこの伺書である。ここで注目すべき点としては、第一に、明治七年太政官第二十七号布告は裁判に取り上げるべき預ケ金の定義を証書中に「封印ノ儘預リ置」、「預リ中融通使用ヲ為サ、ル」の明文があることと規定しているのだが、その背景には、預金穀関連事件において名実の相違があり、訴訟上問題があるという指摘があった事。第二に、預ケ金が行われている理由を、「自家ニ儲蓄スルヲ懸念ニ存候処ヨリ懇信ノ人ヲ撰ヒ之ヲ寄托シテ其保護ヲ乞フ」とし、金穀を預かった者は、預けた者の信頼を得ているのであるから、受託者が預金穀を費消した場合は罪を問うべきだと述べながらも、受託者が預金穀を費消してしまう行為については、従来の慣習上の問題があると指摘している事がある。第二点に関しては、従来の慣習においては、一度寄託者が金穀を預けた以上は、期限内に受託者が当該預金穀をどのように扱おうとも、寄託者がそれを抑制することは無かったのであり、このような寄託者の行為は、受託者による預金穀の使用を黙許したものである為、預金穀の費消については、一方的に受託者に責を帰すことは出来ないと思われているのである。その上で、従来の慣習を修正する形で、預金穀に関する定義を行った事が判明するのである。ちなみに、伺書に関する記述は『公文録』明治七年三月司法省伺「預金穀ノ儀ニ付伺」¹⁶に見いだすことができる。伺書の内容は5の冒頭で掲げたものと同内容だが、伺書が「司法卿大木喬任」から「三條太政大臣」に宛てて出されたものであり、『司法省日誌』では略されていた別紙布告内容は「預金穀ハ必ス預リ中融通使用ヲ為サザルノ証書ヲ取置ク可シ若シ右証書ヲ取置スシテ後日出訴候トモ明治七年第四月一日ヨリ以後ハ貸金同様ニ裁判可致候条此旨可相心得候事」であったことが判明する。この司法省による布告案では、「預リ中融通使用ヲ為サザルノ証書」を取り置くべきとのみ規定し、太政官第二十七号布告に見られる「封印ノ儘預リ置候」あるいは「預リ中融通

使用ヲ為サ、ル」の要件中、「封印ノ儘預リ置候」という文言はない。同伺書ならびに布告案は翌二月四日に左院へ送られた後、同月二二日に審議を経て、三月四日に太政官二七号布告が出されたのだが、その理由として「別紙司法省伺預金穀ノ儀遂信義候処元來預金ハ預ケ主ノ志願ニ起リ貸金ハ借主ノ志願ニ起リ其義務ノ根源異ナルノミナラス水火盜難等ノ天災ニテ其物件滅盡スル時預リ品ハ弁償ノ義務ナク借品ハ其義務ヲ免レサルコトナレハ裁判法モ亦從テ異ナラサルヲ得ス因テ其規則追々編集上申可仕候得共目今ノ場合ハ習慣モ有之事ニ付姑ク司法省伺ノ案文中ニ一句ヲ加ヘ御布告相成可然因テ御達案相添仰高裁候也」と述べられていることが興味深い。この文章からは、当时においては、「預ケ金」は預け主に、貸金は借主側からの働きかけによる行為であると見なされており、預かり主の預け主に対する義務と借り主の貸し主に対する義務の相違の理由は当該行為の発端にあると考えられていることが判明する。また、天災や盗難に際して、「預リ品」は弁償の義務が無いとされている一方で、「借品」の場合はそのような場合であっても弁償義務を免れることができないと考えられていた。さらにそのような違いから、「預ケ金」と貸金事件では「裁判法」が異なり、対応を定める必要があるが、現時点では習慣もあるため、司法省案に基づいた布告を定めておくとして述べているように、明治七年太政官二七号布告は「預ケ金」ならびに「貸金」に関する規則を整える迄の一時的な対応として定められたことが判明する。

同布告について林氏は、明治政府および司法省が「預ケ金」を裁判上、手厚く保護しなければならないと考えていた理由として壬申十月入間裁判所伺ならびに明治七年太政官第二七号布告を挙げ、頼りになる親類縁者に恵まれない者が他人の雇いとなり、稼いだ雇賃を貯めるためにその賃金を富裕な家に預けたり、または年季奉公人がその給金を雇い主に預けたり、老人婦女子などが後年の為に親類宅などに預けるといった、自分の家で貯蓄することができず、懇親の人に金穀を預けた場合のような「預ケ金」は必ず預けた人に返還されるべきであると考えられてい

たことを指摘している。さらに林氏は、明治政府が保護しようとしていた「預ケ金」ならびに預ケ主は、他に自らの貯蓄した金銭を貯えるところを持たない人々であることを明らかにした上で、金銭債権よりも無償寄託が裁判上手厚く保護されるべきであるという観念は、江戸時代から引き継がれたものであると同時に、社会的経済的弱者の保護という明治政府の政策からも導かれたものであると述べている。⁽¹⁷⁾確かに5の伺書の文章を読む限りにおいては、林氏の主張は妥当であると考えられる。ただ、明治政府が当初「預ケ金」を保護しようとした理由として林氏が例示した伺指令ならびに太政官第二十七号布告等からは、実際にはどれほどの割合で、政府が想定したような社会的弱者による「預ケ金」が生じていたのか明らかではなく、例えば取引が盛んな地域を管轄に持つ大阪裁判所が取り扱った事件を管見する限りにおいては、政府が意図していたようないわゆる社会的弱者による「預ケ金」事件はまず見られない。従って、林氏が挙げた壬申十月入間裁判所伺ならびに明治七年太政官第二十七号布告に見いだすことが出来る事例の普遍性については、本稿第三章で行ったような民事判決原本の検討を通じた研究のさらなる蓄積が必要であると考えられる。

6 小田県伺⁽¹⁸⁾

①本（明治七）年第二十七号で示された、預金穀は其証書中に「封印ノ儘預り置」あるいは「預り中融通使用」を行わない旨の明文がない分は、出訴しても、本年五月一日以後は、貸金同様に裁判致すべきとの公布は、四月三日までに訴状を受け取った分と言っても、五月一日以後の裁判にかかるものは全て第二十七号に従って裁判するべきということなのだろうか。

②「封印ノ儘預り置」「預り中融通使用」を行わない旨の明文が無く、貸金同様の裁判を行う予定の事件であつても、預金穀の名義であつた場合は、華士族については己巳六月二五日前後、平民については丁卯一二月三〇日前

後の区別は無いものとするのだろうか。

③預金穀で、融通のため預り置くという明文がある証書をもって出訴する者がある。これは、預金穀の名義であっても、既に融通を許すという明文があるので、利足礼金の有無を問わず、最早預金穀を以て論ずべき者ではないのであるから、丁卯二月三〇日前にかかるものは、裁判に及ばないのか。

④預金穀あるいは売掛代金の返済が滞った末、丁卯二月三〇日以前に年賦、または出精（出世）次第払うという旨の証書に改めた分は、無利息であっても、貸金穀と見なし裁判には及ばないのだろうか。

以上の小田県の伺いに対し、司法省は、①から③に対しては、伺いの通りと指令を下し、④に対しては、貸金穀の証書に改めた分は伺いの通りであるが、預金穀あるいは売掛代の名目で年賦または延払の証書に改めたものは丁卯以前の分も裁判を行うべきであると指令している。

明治七年太政官第二七号布告によって預金穀の規定が嚴格化し、預金穀は証文中に「封印ノ儘預り置」「預り中融通使用」を行わないという明文が必要であるとし、それらの文言を欠いた場合は、明治七年五月一日以後は貸金同様の裁判が行われることになった。貸金同様の裁判というのはつまり訴訟期限が儲けられており、平民に関しては「丁卯十二月三十日前」の事件は受理しないということである。この布告を小田県が知り得たのは布告直後の三月中か、それとも翌月に入ってからのことなのかは知ることができないが、おそらく布告を知ってから比較的早い時期に同布告の趣旨を確認するこの伺が司法省へ提出されたことであろう。ここでは、同布告によって規定された預金穀の要件を欠く訴訟への対応は、明治七年五月一日以後の裁判から行われるのであり、訴訟を受理した時期では無い事①、預金穀の要件を欠く預金穀名目の訴訟（＝貸金同様の処分を行う事になった訴訟）に関しては、明治五年太政官第三〇〇号・三一七号布告で規定されていた華士族並びに平民に対する訴訟期限の区別が適用され

ない事、さらに証文中に「融通ノ為メ預り置」という文言がある場合は、預金穀の名目であつても貸金同様の対応を行う事③が確認されている。また、預金穀または売掛代金に関して「丁卯十二月三十日」以前に証書を書き換えた場合は、貸金穀とは異なるものとして見なされていたことも判明する。

7 新潟県伺

明治七年第二十七号太政官布告は預金穀に関する布告であつた。その「穀」に関連して、炭薪酒醬油桑苗の類を預ける場合も、同布告に鑑みて、封印の儘預けおく、あるいは融通使用をしないという明文がない場合は、貸金同様の裁判をするべきなのだろうかという伺である。伺に対しては第二十七号太政官布告は金穀限定であり、穀類であつてもそれ以外のものには適用しない旨述べている。

8 岩手県伺

伺の趣旨は壬申（明治五年）司法省第四一号布達第二条に預ケ金穀は利息札金の有無によつて裁判出訴に関する差違が設けられているが、同布達以前の金穀貸借でも無利息のものは預ケ金同様に裁判を行うべきなのだろうかということである。「預ケ金」事件の対応を、利息札金の有無によつて区別するのであれば、貸金事件の対応においても利息札金の有無によつて区別し、利息札金を受け取っていない貸金事件の場合は、「預ケ金」同様に裁判に取上げるべきなのだろうかという疑問を抱くことはもつともなことだと考える。この伺に対する指令は、無利息であつても貸借の名目がある金穀類は裁判として取り上げないというものであつた。ここからは当時の司法省の意向が、「預ケ金」事件の区分を行い、利息札金を受け取っていない「預ケ金」に限定して一定の保護を考えていたことが判明する。

以上、明治六年から八年にわたる1～8の伺指令並びに司法裁判所言渡の内容を検討してきたが、その検討を通

じて以下の三点が判明する。

まず、5の伺書に見られたように、明治七年太政官第二七号布告において裁判に取り上げるべき預け金の定義を証文中に「封印ノ儘預り置」、「預り中融通使用ヲ為サ、ル」の明文があることと規定した背景として、預金穀関連事件において名実の相違があり、訴訟上問題があるという指摘があった事。また、人々が預け金を行う理由は、「自家ニ儲蓄スルヲ懸念ニ存候処ヨリ懇信ノ人ヲ撰ヒ之ヲ寄托シテ其保護ヲ乞フ」とし、このような理由から金穀を預かった者は、預けた者の信頼を得ているのであるから、受託者が預金穀を費消した場合は罪を問うべきだと述べながらも、受託者が預金穀を費消してしまう行為の背景には、従来の慣習上の問題、すなわち一度寄託者が金穀を受託者に預けた以上は、期限内に受託者が当該預金穀をどのように扱おうとも、寄託者がそれを抑制することは無かったのであり、このような寄託者の行為は、受託者による預金穀の使用を黙許したものである為、預金穀の費消については、一方的に受託者に責を帰すことは出来ない」と述べているのである。このような預金穀の受託者側の問題を是正するためにも、新たに預金穀に関する定義を行った事が判明するのである。

次に、1及び8の伺指令に見られるように、裁判実務側では、利息・礼金を受け取らない「預け金」事件と、同様の貸金事件を同一視した者も存在していた。確かに、利息・礼金を受け取らないという要件に注目した場合は「預け金」であろうと貸金であろうと同一の扱いをするのでありと考えた事は不思議ではない。しかしながら、両伺に対する指令はいずれも無利息であっても貸借の名目がある金穀類は裁判として取り上げないというものであり、司法省側はあくまで「預け金」の中での区分に拘っていたことが判明する。

そして第三点として、裁判の場においては、明治五年司法省第四一号布達以降は利息・礼金を受け取っていない「預け金」、そして明治七年太政官第二七号布告以降はその証書中に「封印ノ儘預り置」、あるいは「預り中融通使

用ヲ為サ、ル」の明文がある「預ケ金」と、それ以外の「預ケ金」、或いは貸金との区別が厳密に行われていなかったのではないかとすることも判明する。確かに、司法省第四一号布達、太政官第二七号布告の規定は、「預ケ金」の規定を厳格化する事によって、それ以外の「預ケ金」を完全に否定したのではなく、単に貸金同様の取り扱いを行う（＝慶応三年二月晦日以前に関する訴訟は裁判として受理しないこと、または明治六年十一月太政官第三六二号布告で規定された出訴期限規則が適用されること）⁽²¹⁾を述べたに過ぎない。しかしながら、『司法省日誌』からは司法省が「預ケ金」を、利息・礼金の有無または証文中における「封印ノ儘預り置」く、「預り中融通使用ヲ為サ、ル」の明文の有無によって徐々に貸金と同様の取り扱いを行おうとしたのか、また、そもそも人々がどのような基準で「預ケ金」と貸金を選択していたのか明らかではない。⁽²²⁾この様な疑問を少しでも明らかにする為には当時の民事判決を検討することによって、「預ケ金」事件の実態を把握することが必要である。そのような目的から、次章において大阪裁判所担当事件における「預ケ金」事件例の検討を行う。

三 大阪裁判所判決における「預ケ金」

一八八〇年までに大阪裁判所が取り扱った「預ケ金」、および「預ケ品」事件は一一八件であり、その一覧を次の表にまとめた。

預ケ金（銀）	六五		
		内、預ケ金十身代限	一件
		預ケ金十貸金	一件
		その他、「預ケ敷金砂糖切手取戻ノ詞訟」	一件

預ケ金+預品	二			
預ケ米	二			
預ケ品	四九			
				内、預ケ品 二五件 証書・証券 六件 土地関係 二件 道具 三件 その他 一三件
				(「預地取戻之詞訟」「預ケ建家並物品取戻ノ詞訟」) (道具・道具並ニ夜具衣類) (船・生蠟・材木・樅板・縮緬・繰綿・菜種・種油・寒天・小豆・牛皮・牛・製茶荷物)

「預ケ金」・「預ケ品」事件のタイトルの多くは「預けた」行為に対応するためか、「取戻」の詞訟となっているが、「預ケ金（銀）」の場合は、それ以外に「取戻」（四三件）の他、「催促」（二三）、「延滞」（八）、「請求」（二）の文言が使われている。また、第一・第二章で検討した様に、「預ケ金」の裁判上の取り扱いをめぐる規定に置いては、「預金穀」と記されていたように、「預ケ金」と「預ケ穀類」（第二章 7で採り上げた新潟県の預金穀の「穀」の内容に関する何に対しては第二七号太政官布告は金穀限定であり、穀類であってもそれ以外のものには適用しない旨の指令が行われたことを考慮に入れたならば、やはり特に米を想定していると考えられる。）であるが、対象期の大坂裁判所判決における「預ケ米」事例は二件のみであった。さらに「預ケ品」に関する訴訟件数が四九件存在していたが、「預ケ金」と「預ケ品」とは全く別個の事件なのか、あるいは類似性があるのかということに

ついても、調べる必要があると考える。「預ケ金」ならびに「預ケ品」事件の実態を明らかにし、明治初期における「預ケ金」事件を把握するためには、少なくとも大阪裁判所が担当した当該事件全てを網羅的に検討することが必要であるが、本稿執筆段階においてはその準備ができていないため、大阪裁判所担当事件における「預ケ金」ないし「預ケ金」並びに「預ケ品」事件全体を検討することは次の機会に委ねたい。従って以下では、現時点で検討済みの事件から八事例を挙げ、多少の分析を加えている。⁽²³⁾

1 預ケ金か貸金なのが当事者で争われた事例

I 大阪裁判所 1876年(民) 1715号⁽²⁴⁾

原告は、明治八年七月四日被告へ金二〇〇円を預け、証文雛形を差し出し、「融通使用不致入用ノ節ハ何時ニテモ返却致ス可キ」旨記載させたが「尋常ノ預金」であり、被告が申し立てるように月賦あるいは年賦払いは承諾できないと主張した。これに対して被告は証書面は預金と記載してはいるが、実際は借入金であり、利息を渡している。借用した以上、直ちに皆済するべきなのだが、現在自分は外の債主のために身代限で弁済を行い、未だ身代を持ち直していないので、一ヶ月一円の割合で漸次償還させて貰いたいと申し立てた。判決は、①書面に「使用ヲ許サル預金」と記載しているものの、原告の主張から普通の預ケ金である。②被告は月賦で償還したいと申し立てているが、書面で「何時ニテ返却ス可キ」旨約束した以上は、月賦による返済を認めるわけにはいかない。従って、身代限を以て償却すべきとした。この判決が出されたのは明治九年二月二日だが、この段階における「預ケ金」には「融通使用」をしないことを証書面に記載しているもの(明治七年太政官第二七号布告において新たに限定化された「預ケ金」)、そういう記載がない「預ケ金」(明治七年太政官第二七号布告において新たに)になった「預ケ金」の二種類があることが確認できる。また被告が、「預ケ金」と記載してはいるものの、実際

は借入金であり、実際には利息を渡していると主張していることからは、明治九年段階においても人々は必ずしも政府の意向に沿うような貸金と「預ケ金」の厳格な区別を行っていないことが判明する。

II 大阪裁判所 1876年(民) 16418号

原告は嘉永七年一〇月二七日に一〇円を被告へ預け、証書を取り置いた。被告は当該預金は借入金であり、月々の利金は原告の養母に渡したと主張しているが、それは「預ケ金」であり、利金を受け取る理由はないとして、利金ではなく、証書にある金額の返還を要求した。これに対し被告は、同年一〇月二五日に原告の養母から一〇円を無期限で借り受けた。その証書が同年一〇月二七日の原告宛預証書である。同年一一月から受取書は取り置かれなくなったが、被告は毎月利金一八錢五厘を養母へ渡していた。従って、実質的には「預金」ではなく、「借用」であった。以上の理由から、「丁卯前二係ルヲ以相對濟方」を行うべきだと主張した。判決は被告の抗弁に証拠が無いくことから、原告が請求する金額を被告は返還すべきであるというものであったが、ここで興味深いことは、被告の主張に「丁卯前二係ルヲ以相濟方」の文言があることである。貸金の場合、丁卯前に係る事件は裁判所が受理しないとす明治五年司法省第四一号布達が出された後であり、被告はその布達を認識しているのである。あるいは原告も実質的には貸金であることを知りながらも、先述の布達によって債権が回収できなくなることを憂慮し、証書通りに「預ケ金」であることを主張し、そのために利子を貰う理由がないと述べたのではないかと考えられる。従ってこの事例は、布達の民間への浸透度合いを知る上で重要なものである。

しかしながら、この区別は厳格に行われたわけではなく、例えば以下のような事件があった。

2 同一訴訟内において貸金と預ケ金の二つの事件が取り扱われた事例

III 大阪裁判所 1875年(民) 2245号²⁴

原告が被告に預ケ金と貸し付けを行った。被告が支払い猶予を願い出たのだが、原告は支払いを猶予したのは貸金と預ケ金に關してだけであると主張し、預ケ金について返金を求めた事件。判決では支払いを猶予したのは貸金と預ケ金の両方であり、原告の主張を却下した。この事件において被告は、一八二円を借用する際に、五七円は預り証書、一二五円については借用証書を作成したのであり、当該預ケ金の性質は借用金であること、また貸金ならびに預ケ金とも利子付きであったということを主張していた。このように借用金を貸金と「預ケ金」に分けて証書を作成するもの、利子等については同様の取り扱いを行っている事例からは、当時の人々が貸金と「預ケ金」の区別を厳格に行わなければならないとは当時の人々は考えていなかったことが判明する。

IV 大阪裁判所 1875年(民) 17005号²⁵

原告から被告に対する預ケ金一二五円及び貸金三二七〇銭、合計一五七円七〇銭を請求する訴訟に關して、被告が弁済することが出来ないことを申し立てたため、身代限による済方が申しつけられた事件。「預ケ金」、貸金と厳密に考えるならば別個のものとして取り扱うべきなのだが、「合計」とあるように合算され、身代限で弁済すべきとの判決を受けている。

3 その他の「預ケ金」事例

V 大阪裁判所 1876年(民) 11218号 (売買代金残高としての「預ケ金」事件)²⁶

回船一艘を六五〇円で売り払った際、その場で三〇〇円を受け取り、残金三五〇円は「預置タル証書」を作成し、そのまま買い主に預けた(「預ケ金」)。後にそれが船の売買の際の残金なのか、船頭として雇った際の身元金なの

かが問題となったが、証文中には「船代」とあり、「身元金」とは明記されていなかったため、裁判所は残金だと判断している。この事例において、回船の売買を行った当事者が残金を「預ケ金」とした理由は、林氏が指摘したように、出訴期限と関連していると考えられる。

VI 大阪裁判所 1876年 07749号・07750号（先代の「預ケ金」をめぐる事件²⁶）

林氏は「預ケ金」規制理由の一つとして、かなり以前の事件を持ち出されることによる不都合を指摘したが、この事件では、互いの先代間で行われた「預ケ銀」が争われた。判決では、問題の「預ケ銀」は「利子ノ契約」がなく、「何時ニテモ可致返済」と記載されている事、また、「預ケ品」は全て「費用ヲ許サシテ寄托」したものであるから、現品は直ちに追還すべきとしながらも、当時現物を授受した本人が共に死去しており、物品は存在していない事、更に被告は先代の当該行為について受け継いでいないと申し立てており、被告自らがその財産を費用したわけではない事から、責任を負うのは被告の先代であつて被告自身ではないので、原告の被告に対する請求は成立しないと述べている。先代やそれ以前の祖先が行った「預ケ品」・「預ケ金」に関連した取り戻し請求を突如行われた被告側は、当該行為に関する証書の「姓名印形」等は認めながらも、金品を預かっている事は知らされておらず、困惑をしている事は被告の主張から明らかである。しかしながら本事件の様に、裁判官は過去の「預ケ金」事件に関しては妥当な判決を下しており、実際に「預ケ品」・「預ケ金」を返還すべしとの判決がどの程度下されたのかは定かではない。尚、本件の被告は祖先に関する「預ケ品」取り戻しの訴訟をその他の者に対しても行っているが²⁷、その訴訟においても、判決では証書中の印形は被告先代のものと認めながらも、物品が現存せず、古帳簿にも記載がなかった事、また、原告の先代が被告の祖先に対して多くの負債を抱えていた事、当該証書が偶然に見えられたものであり、原告自身はその内容について全く理解していなかった事から、原告の被告に対する「物品取戻シノ権

利」を認めなかった。

4 「預ケ金」と「預ケ品」

Ⅶ 大阪裁判所 1876年 11257号⁽²⁸⁾

金銭を預ける行為と、品物を預ける行為は、一見、異なった行為だと見てしまいかも知れないが、実際には「預ケ品」は貸金を回収するための手段として利用されており、貸金訴訟に近い「預ケ金」とほぼ同一の要求のために利用されていたことが考えられる。

一例として、原告が被告から道具五点を代金二五円で買い取り、即時に被告へ代金を預け、同人に預証書を作成させて受け取った事件（Ⅶ）がある。訴訟銘は「預ケ品取戻之訴」であり、原告は預ケ品の返還を要求している。しかし、原告の留守中に、生活に困窮した家人が預ケ品である道具を売り払ってしまったと述べていること。また、そもそも当時の二五円に該当するような道具五点とは一体どのようなものか考えてみると、この事件における「預ケ品」の背景には金銭貸借に似た存在があることが推測できる。つまり、訴訟においては、原告が被告に道具を預けたとなっているが、実際には、道具の「真」の所有者が被告であり、原告が被告の借金弁済の担保として、道具五点を「預ケ品」として考えざるを得ないのである。つまり、事件は被告が原告に二五円を渡す所から始まる。その際、被告が二五円を返すことが出来ないため、原告が被告が所持する道具を買い、その道具は被告の手に置いたまま、代金二五円を被告が用意出来た段階で、二五円を渡し、同時に道具を返して貰うという合意が為されていたのではないかと推測することが出来るのである。従って、「預ケ品」と言っても、実際は二五円を徴収するための手段であったと考ええる。ただ、何故にこのような煩雑な方法を利用しようとしたのかは、この事件においても不明である。当時（明治九年）では未だに貸金事件よりも預ケ金、預ケ品事件の方が歓迎されていたのだろうか。

Ⅷ 大阪裁判所 1875年(民) 35716号

原告が金銭を貸し渡した際、返済の保証として、「預ケ茶」証書を添えた。その後、被告が金銭を返そうとしたので、証書に基づき「預ケ茶」の返戻を要求して訴訟定期を行ったのだが、原被告の主張から実際には預けられた茶が存在しないことが判明する事件である。原告は被告に金五七〇円を貸渡した際、取り置いた添証書に、茶五〇〇斤を預けた。大阪到着三日以内に、五七〇円を償却しない場合は、預かった茶を引き渡すことを記載した。ところが、大阪に到着して四日が過ぎてても償却されることもなく、被告の依頼に応じて償却期限を延期したものの、償却の目途がないので、約定通り預ケ茶の返却を要求した。これに対し被告は、本事件における「預茶」とは「当時現物ヲ預カリシ訳ニ無之唯タ借金五百七拾円ヲ返却致スマテノ保証トシテ預証書差入置タル迄」であると主張した。すなわち、本件「預ケ茶」証書は、実際に茶を預かったものではなく、あくまで借金を返却するための保証として作成したに過ぎないと述べたのである。判決では、原告が主張する「預ケ茶」証書は、その証書本文から借金の副証書であることが判明する。従って、原告は借金の償却を請求することをせずに預ケ品を取り戻す事は出来ないとして原告の請求を棄却している。このような事件の場合、貸金の際、「預ケ品」証書を作成することのメリットは何であろうか、また、貸金証書に預け証書を副証書として作成する形式はいつ頃まで残るのかという疑問が残る。

おわりに

第一章で検討したように、明治初期の段階において政府は金銭貸借におけるいくつかの棄捐令的指令を出すとともに、貸金訴訟の出訴期限を定め、華士族卒に関しては明治二年版籍奉還、平民に関しては明治元年一月一日より

前（一慶応三年一二月晦日以前）に行われた貸金貸借に関する訴訟は受理しないという布告を出していた。そのような金銭貸借に対する出訴期限を定める一方で、「預ケ金」に対しては直接的には期限を設定しなかったものの、裁判で採り上げるべき「預ケ金」の要件を厳しくすることによって徐々に「預ケ金」を貸金と同様の裁判上の取り扱いを行うとした。それが明治五年司法省達第四一号ならびに明治七年太政官布告第二七号であった。このような政府の新たな対応を受けて、裁判実務家達は第二章で検討したような、実際に発生した事件に関する何指令を通じて当該規定を理解していった。その一方で、第三章で紹介した事例からは、実際の裁判においては当時の人々が自分の利益になるような形で貸金と「預ケ金」を使い分けたり、「預ケ品」という名目で貸金行為を行っていたりしていたことが判明した。この後者の一般の人々がどのように「預ケ金」を受け止め、利用していったかを解明することは今後の課題の一つとしたい。

(1) 本稿で取り扱った布告ならびに布達においては、貸金・「預ケ金」は、「貸金穀」・「預金穀」と明記されているが、本稿では貸金、「預ケ金」とした。

(2) 林真貴子「明治初期の預ケ金について——民事裁判における訴訟銘の検討」『近畿大学法学』第四八巻第三・四号、二〇〇〇年、八九〜一一八頁。

(3) 金田平一郎「徳川時代の特別民事訴訟法——金公事の研究——」(1)『国家学会雑誌』四二巻一一号、一九二八年)は、利子附預ケ金が利子附借金の異名であったと指摘しているが、その場合、実際には借金であるにもかかわらず、「預ケ金」と読み替えられていた理由が十分に解明されていない。

(4) 日本法制史特殊研究においては中尾敏充先生ならびに博士後期課程在学中の小野博司氏より様々なアドバイスを受けた。この場を借りて御礼申し上げます。

(5) 林前掲論文九一〜九三頁。

(6) 明治初期に棄捐令ならびに相对済令が發布された主たる理由は、変革期における臨時措置であると石井良助氏は指

摘している。『明治文化史 第2巻 法制』（原書房、一九八〇年、五八〇頁）。

(7) 明治五年一〇月七日太政官第三〇〇号布告は以下のように定めている。

- 一 華士族卒へ掛り候金穀貸借ハ明治二年巳六月郡県ノ制 被仰出候以前ノ分ハ裁判ニ不及候事
 - 一 静岡及ヒ仙台会津其外再立ノ藩々再立以前ノ金穀貸借ハ裁判ニ不及候事
 - 一 自今貴賤上下一般ノ人民互ニ期ヲ約シテ金銀貸借シ如シ期ニ及テ不返時内証屢催促ヲナスト雖トモ期月後満五年ニ至ル迄一度モ訴出サル者ハ裁判ニ不及候事
- 但當七月以前ノ貸借ノ分ハ此限ニ非ス

一 従前今後共家禄ヲ引当ニ致シ候金銀貸借ノ儀ハ一切裁判ニ不及候事

第三〇〇号布告は華士族に対しては明治二年六月以前の金銭貸借、静岡・仙台・会津等の藩に対しては藩が再立以前の金銭貸借、その他、金銭貸借の期日後五年以内に訴え出なかった場合、そして家禄を抵当に入れた場合の金銭貸借は全て裁判に取り上げることではないことを定めた。

また、同年一〇月二日太政官布告三二七号は、「平民相互ノ金穀貸借慶応三年丁卯十二月晦日以前ニ係ル者ハ一般裁判ニ不及明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事」、つまり、華士族以外的一般平民における金銭貸借に関しては、慶応三年十二月晦日以前と以後に分け、十二月晦日以前のものは裁判に取り上げないことを定めている。

その後明治六年一月五日太政官第三六二号布告によって、明治七年一月一日以後になされた契約については、その債権の種類によって六ヶ月・一年・五年の三種の出訴期限が定められた。石井良助氏は、江戸時代には出訴期限の制があり、その一例として、一八四三（天保一四）年には売掛について一〇年以上の滞の訴を取り上げないこととした例を挙げている。また、明治六年太政官布告第三六二号については、「出訴期限がすぎ去つても出訴しない者は自今契約を取消したものとみなし、受取るべき者は受取るべき権利を失い、引渡すべき者は引渡すべき義務を免かれたのであるから、訴権の消滅ではなくして、実定法上の権利の消滅を来したものとわなければならない」と指摘している（前掲註6『明治文化史 第2巻 法制』五八二頁）。

(8) 林氏は明治一〇年太政官第一二号布告の制定について、預り主がすでに死亡した場合であっても、融通使用しない旨の明文ある証文による訴えの場合には、相続人を断獄課へ廻すこととはしないものの、相続人が預り金を返すべきであ

ると考えていた司法省と、被告が全く関知していなかったような古い証文によって、巨額の償還を申し渡されるのは不当であるとの見解をしめした法制局——太政官の意見の相違を指摘している（前掲林論文九六・九七頁）が、このような古い「預ケ金」訴訟の一例として本稿第三章VIをあげることができる。

(9) 『司法省日誌』は、明治六年一月から九年五月まで、三年半に涉つて刊行された（全六六号）。その内容は、太政官布告、司法省布達、司法省人事、民事・刑事に係わる主要な伺・指令、他の官衙との交換文書であり、刊行の主たる目的は、各「伺・指令」の内容を明示し、それを各方面へ伝達することであった。従つて、『司法省日誌』は、当時の「司法部」の活動状況を知る上で、最も重要な基礎資料の一つと見なされている。刑事裁判に關してであるが、『司法省日誌』の役割に關する研究としては、霞 信彦「『司法省日誌』考——第一期刊行分を素材として」（『法学政治学論究』第四号、一九九〇年）、同「『司法省日誌』記事をめぐる一試論」（慶應義塾大学法学部 法律学科開設百年記念論文集 法律学科篇、一九九〇年）がある。

(10) 「預ケ金」に關する伺・指令は、明治五年から七年に多く見ることができ、それ以降は金銭訴訟に關する伺・指令の多数は訴訟期限に關するものとなり、預ケ金そのものに關するものはほとんど見ることができない。

(11) 『司法省日誌一』五頁以下。壬申十一月三日付の伺。指令は翌年の一月七日。

(12) 『司法省日誌一』九七頁以下。壬申十一月十九日付の伺。

(13) 『司法省日誌一』六二四頁以下。壬申十一月付の伺。

一 華士族卒へ相掛候金穀貸借云々御布告ニ関シ候訴状取揚ノ可否左之通 (中略)

第三条 預ケ金穀ト雖貸金同様取揚申間敷哉

一 平民相互ノ金穀貸借取上無御布告ニ係シ候訴状取上可否左之通 (中略)

第一条 無利足預米金ト雖モ取上申間敷哉

(14) 『司法省日誌四』一四五頁以下。明治六年二月一日。

(15) 『司法省日誌六』一四・二五頁。明治七年三月四日。

預金穀間ニ名実差謬ノ者有之聽訟上關係不尠儀ニ付明瞭區別ヲ定メサレハ不相濟抑人民所有ノ金穀ヲ人ニ寄托スル者ハ必ス自家ニ儲蓄スルヲ懸念ニ存候処ヨリ懇信ノ人ヲ撰ヒ之ヲ寄托シテ其保護ヲ乞フ者ナレハ苟モ托ヲ受ル者ハ

必ス鄭重保護ヲ尽スヘシ若シ誤テ其期限ノ中ハ自分所有一般ニ心得融通ノ為メ右寄物ヲ交換費用セハ費用受寄財産ノ律ニ依テ之ヲ論スルニモ至ル可ケレトモ此素ヨリ受主ノ過ト言ト雖モ抑寄主初約ヲ謹シマサルニアリ何トナレハ此迄ノ慣習預金穀ノ名目ニテモ其期限中受主何様融通使用スルトモ寄主曾テ抑制スルノ事ナシ此ノ如キハ使用ヲ黙許セシ者ナリ已ニ使用ヲ黙許セシ上ハ得失互ニ生スルハ不得止ノ勢ニシテ偏ニ責ヲ受主ニ帰スヘカラス依之向後預金穀ハ寄托期限ノ中ト雖モ融通ヲ不許契約証書アル者ノミ預金穀トシ其契約書無之分ハ一般貸金穀同様ニ見做シ候方時情ニ適シ可申候間別紙^{之略}ノ振合ヲ以テ御布告相成候様致シ度見込ニ有之候依テ為御參酌此段相伺候也

(16) 『公文録』司法省之部明治七年三月(国立公文書館 2A9)、「預金穀ノ儀ニ付伺」。

(17) 林前掲論文一〇三〜一〇六頁。

(18) 『司法省日誌七』三四九頁以下。明治七年六月二十九日。

(19) 『司法省日誌九』一五三・一五四頁。明治七年六月一八日。

(20) 『司法省日誌一〇』五五七頁以下。明治七年九月三〇日付伺。

(21) 手附金、商人間の売掛金は六ヶ月、期限を定めた貸附米金及び利息がある場合はその利息、または期限を定めた預米金及び利息がある場合はその利息については五年など。

(22) 実態は貸金または売掛代金である場合にも、当事者が証文の名目に「預ケ金」を用いた理由、つまり紛争当事者による「預ケ金」選好の理由について、林氏は、明治初期には売掛代金の滞りも「預ケ金」として、当事者間で約定を取り交わしていた事件に関する小田県の伺を挙げ、売掛代金の滞りに関して預金証書を作成した理由として、以下の三点を挙げている(前掲論文九九〜一〇二頁)。

① 出訴期限。明治六年太政官第三六二号布告(出訴期限)との関連を指摘している。つまり売掛代金として証書を作成した場合は、出訴期限は六ヶ月または一年であるが、返還期限を定めていない「預ケ金」として証書を作成した場合は、同出訴期限規則第四条の適用対象となるので、「出訴ノ日」が期限となり、時効による訴権制限の虞がない。

② 弁済におけるメリット。貸金であれば分割弁済が認められるが、預り金であれば一括返済を行わなければならず、返還できない場合はただちに身代限へ移行する。さらに預ケ主は被告が身代限となった場合には、その財産から「先取ノ権」を得ていた。従って、利息礼金を得ることが目的ではなかった場合は、証文名目を貸金ではなく預ケ金とする

ことに債権回収に際してのメリットがあった。

③ 刑事処分の可能性。預ケ金を費消し、返還できなかった場合は刑事処分を受けるといことが預り主に対する預ケ金返済の心理的担保となる。

以上の理由の中で、返済方法（分割あるいは身代限による返済）に関連した預ケ金事件例として本稿第三章Ⅰの事件がある。

(23) 紙枚の都合から、取り上げた八事例全ての判決の全文を紹介する事は不可能であるため、特に興味深いと考えた箇所を中心以下に脚註で紹介する。

(24) 其方共詞訟遂審問処

原告於テハ明治八年七月四日商用ニテ大坂へ罷出シ節都含有之金式百円被告□□□□へ相預ケシ上証書ノ雛形差出シ速チ別紙証書ノ通融通使用不致入用ノ節ハ何時ニテモ返却致ス可キ旨記載致セシカトモ其実尋常ノ預金タルハ固ヨリ相違之レナシ然レトモ被告申立ノ如ク月賦又ハ年賦ノ如キ払方ハ一切承致シ難キニ付一時皆済ノ裁判ヲ受度旨申立リ被告於テハ証書面預金ナル旨記載スト雖トモ其実尋常ノ借用金ニシテ原告方へ利息相渡セシ義モ有之タリ去リナガラ借用致セシハ素ヨリ相違無之ニ付速ニ皆済ス可キナレトモ嘗ツテ外債主ノ為メ身代限差出セシ後未タ身代持直シ申サ、ルヲ以テ一ヶ月壹円ノ割合ニ以テ漸次償還致度旨答出タリ

仍テ判決スルコト左ノ如シ
第一条 証書面使用ヲ許サ、ル預金ナル旨記載スルト雖其実尋常の預金ナルハ原被告□□供ニ依テ判然タレハ之□尋常ノ預ケ金トス

第二条 被告於テハ月賦ヲ以テ償還致度旨申立ルト雖証書面何時ニテ返却ス可キ旨ヲ約セシ上八月賦ヲ以済方致ス可キトノ申分相立サルニ付身代限ヲ以償却可致事

(25) 其方共詞訟遂審問処

原告ハ引合人□□□□エ回船一艘抵当ニテ金四百五十円貸渡有之処□□□□ヨリ右船被告□□□□エ売渡其残金三百五十円□□エ預置タル証書ヲ以テ済方致シ度旨頼談ニ依リ右証書讓受□□エ返済ノ儀及掛合処□□□□ト廻船入費ノ差引勘定有之趣ニテ返金不致尤□□□□ヨリ□□エ差出シタル計算書ニ金百七十円九十九銭□□□□借辻ト有之ニ付右金額

ナレハ相殺可致ノ処被告於テ右計算書ハ不相当ノ勘定書ナル旨ヲ以テ□□□□ト紙議ヲ生スル上ハ素ヨリ別廉ノ預金ト相殺難致又被告於テ□□□□ノ身元金ニ預リタル旨申立ルモ証書中其明文モ無之ニ付讓受証書ノ通速ニ全額三百五十円返済受度旨申立タリ

被告ハ□□□□□□ヨリ廻船一艘代金六百五十円ニテ買取当金三百円相渡殘金三百五十円ハ更ニ□□□□ヲ相雇所持ノ□□丸廻船相任セ其身元金トシテ預リ証書相渡置処廻船方損失相立ニ付明治八年十二月中暇差遣シ回船中ノ勘定書差出サセ遂清算処右身元金ト指引金三十八円余□□□□ヨリ可受取決等ニ付其旨掛合中無沙汰ニ帰国致シ却テ右預証書原告□□□□エ讓渡シタル由ニテ返済ノ儀掛合受クレトモ前頭ノ事情ニ付原告エ対シ濟方致シ引合人□□□□ハ所持ノ□□丸廻船一艘□□エ代金六百五十円テ売渡殘金三百五十円同人エ預置ニ付原告へ讓リ渡シタリ然ルニ□□於テハ身元金ニ預リタル旨申立ルナレ共身元金ニ無之且廻船計算書ハ素ヨリ同人承諾ノ上相渡シタル儀ニ付今更異存可申立答無之旨陳述セリ

依テ判決スル左ノ如シ

被告於テ原告請求スル金三百五十円ハ証書讓主□□□□□□ヲ廻船々頭ニ相雇フ節身元金ニ預リタルモノニ付廻船入費ト相殺致シ度旨申立ルト雖モ該証書但書ニ船代ト記載シ身元金タルノ明文無之況ヤ無証拠ノ計算ノ当否ヲ争フ未定ノ勘定書ヲ以テ既ニ權利ノ移リタル証書ヘ対シ相殺ヲ要ムルノ條理無之ニ付右申分難相立依テ原告請求スル金額被告□□□□ヨリ弁償可致事

(26) 其方共訴訟遂審理所

原告代人□□□□□□訴フル主意ハ甲第壹号ヨリ第三号迄ノ証書ノ通原告□□□□先代□□屋□□□□ヨリ被告□□□□□□江享和元酉(欠落)明載シ何レモ費用ヲ許サス預ケ置キタルモノニ付取殘証書ノ確証無之上ハ乙第二号以下期滿免除ヲ得タル借用金ト相殺スヘキ條理無之尤乙第一号証書ハ甲号証書ト同質ノ預リ銀ニ付差引計算ノ上其殘額並ニ甲第三号証書ノ預ケ物品ハ現存セサル趣ニ付當時の價格ヲ評定シ其代金一同速ニ償却受度旨申立タリ

被告答フル要旨ハ原告請求スル預リ銀並物品共先代ヨリ方言ノ申伝ハ勿論帳簿ニモ記載セス却テ被告ニ於テハ天保年間ヨリ乙第一号以下証書ノ通り原告先代□□屋□□□□負債ノ為メ絶家セシヨリ返済ヲ促スヘキ道無之不得止數年経過シタリ然ルニ今般突然原告ヨリ出訴及ヒタラトモ實際財産ヲ預ケ置ナラバ前頭負債ノ為メ脱籍ノ場合ニ至リ其俣閣

クヘキ理由無之全ク取残シ証書ニ付原告ニ対シ尽スヘキ義務無之旨申立タリ依テ判決スルコト左ノ如シ

第壹條

被告ニ於テ原告□□□□先代□□屋□□□□ハ既ニ絶家シ且乙号証書所持スルヲ以テ甲号証書ハ全ク取残シ証書タル旨主張スルト雖トモ原告ニ於テ否ラストナス上ハ審ニ想像迄ニシテ確証無之二付右申分ハ相立カタシ

第二條

原告請求スル甲第一号二号証書ノ預ケ銀ハ利子ノ契約モ無之入用ノ節ハ何時ニテモ可致返済旨ヲ記載シ其文意ト原告ノ陳述スル処ニヨレハ甲第三号預ケ品一同何レモ費用ヲ許サシテ寄托セシ財物ナレハ其現品ハ直チニ追還セシムヘキモノトス

第三條

然リト雖トモ當時現物ヲ授受セシ本人ハ共ニ死去シ物品亦存在セス被告ハ之レヲ受継サル旨申立ル上ハ被告□□□□自カラ其財産ヲ費用セシモノニ非ス故ニ其責ヲ負ヒ其義務ヲ尽スヘキハ先代□□□□ニ止リ現今ノ□□□□ニ及ホスコトヲ得ス

第四條

前條々ノ筋合ナルヲ以テ被告ニ対シ預ケ銀並物品償還受度トノ原告ノ情願不相立事

(27) 大坂裁判所 1875年(民) 38110号「預ケ品取戻シノ出訴」。

(28) 其方共一件遂審理処

原告ニ於テハ明治八年八月十七日被告□□□□ヨリ道具類五点代金廿五円ニテ買取り即時相預ケ□□□□ノ預リ証書受取り置キ明治八年九月ニ至リ其品入用ニ付□□□□他行中家族ノ母□□□□並ニ□□□□兩人迄縷々催促ヲナシ明治九年五月□□□□帰宅セシヲ以テ明治九年五月十八日出訴ニ及ヒ原被告審問之際其預ケ品ハ沓品モ存在セザル旨□□□□申立ニ因リ刑事ノ処分ニ付スルニ付追テ沙汰ヲ待ツヘク旨達セシ処其後刑事ノ課ヨリハ言渡モ□□□□ヲ喚出シ吟味□□□□之明治九年九月十五日ニ至リ民事課ヨリ喚出シ出頭之節刑事課ニテモ呼込ミ該件ニ付口達アリシ故其達之項第書キ下ケヲ請ヒシ処元来□□□□ヨリ求弁セシコトニアラザルヲ以テ□□□□ニ対シ書下ケヲナスノ所以之レナシト申渡サレ其後民事課ニ於テ審問中右預ケ品ハ□□□□他行中同人母□□□□義他人ヨリ預リタル事ヲ知ラズシテ外方へ売払ヒタリ始末ハ刑事ニ於テ吟

味之末罪ノ問フヘキナシト相成リシ旨申渡スト雖モ□□ヘ対シ刑事課ヨリ宣告ナキヲ以テ預ケ品消滅セシ理由了解シガタク故ニ被告□□申立ノ如ク元代金ハ一切請求セザルニ付預ケ品不残速ニ受取度旨申立タリ

被告ニ於テハ明治八年八月十七日原告□□ヘ金廿五円可相渡善ノ所其際金調難出来ニ付従来所持ノ道具類五点金廿五円ニテ□□ヘ売渡シ追テ金調出来候節ハ買戻シノ約ヲ以テ今度原告ヨリ出訴シタル道具五点ノ預リ証相渡置キ其後商用ニ付明治八年八月廿四日高智県下高□及ヒ福岡県下後島表ヘ旅行当明治九年五月十三日帰阪際之所明治九年五月十八日原告□□ヨリ出訴ニ及フ双方審問之上証書面ニ依リ預リ品可相渡之所□□旅行中母□□義五点ノ道具ハ兼テ□□ヘ売渡シ更ニ預リノ契約アルヲ不知且ツ日々ノ活計ニ差迫リ明治八年十二月ヨリ明治九年三月迄右道具不残他人ヘ売払ヒ其代金ヲ以テ糊口致セシ始末ハ刑事ニ於テ吟味之未明治九年七月十九日他人ヨリ預リ置ク物品ヲ売払フト雖モ素ヨリ預リ品ナルヲ知ラザレハ罪ノ問フヘキナシト申渡サレ此上ハ元代金ヲ以テ一時償却致度候得共何分金調難出来ニ付身代限ヲ以テ濟方致度旨申立タリ

依テ裁判スル左ノ如シ

原告□□ヨリ被告□□ヘ預ケタル道具義ハ預リ品タルヲ知ラスシテ他人ヘ売払ヒ其代金ヲ以テ糊口ニ充テ現品存在セザル始末既ニ刑法ニ於テ理□セシ上ハ現品ヲ請求スルノ理由此ナク其代金要償ニ止マルモノニシテ原告之素願不相立候事

なお、本稿は平成一七年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。また、資料文中の旧字、異体字は適宜改めている。